

瀬戸市企業職員の特殊勤務手当の支給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年3月29日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市水道事業管理規程第1号

瀬戸市企業職員の特殊勤務手当の支給に関する規程の一部を改正する規程

瀬戸市企業職員の特殊勤務手当の支給に関する規程（昭和45年水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
	<p><u>(月額による手当の支給方法)</u></p> <p><u>第3条 職員がその本来の職務として月額により定められた手当を受けることができる勤務に従事したときは、次の各号に掲げる場合を除き、その月額による手当を支給する。</u></p> <p><u>(1) 月の初日（その日が休日または日曜日にあたるときは、その日後において、その日に最も近い日で休日または日曜日でない日）後の日において、当該勤務につくことを命ぜられた場合</u></p> <p><u>(2) 月の末日（その日が休日または日曜日にあたるときは、その日前において、その日に最も近い日で、休日または日曜日でない日）前の日において、当該勤務を解かれた場合</u></p> <p><u>(3) 月間において、当該勤務に従事しない日が休日、日曜日、休暇日（無給休暇を除く。）および公務に起因する傷い疾病のため勤務に</u></p>

(日額による手当の支給方法)

第3条 <省略>

(手当の支給日)

第4条 <省略>

別表 (第2条関係)

勤務内容	手当額
<省略>	<省略>
電気事業法(昭和39年法律第170号)の規定により選任された電気主任技術者が行う電気業務	日額 <u>1</u> <u>00円</u>
<省略>	<省略>

従事しない日を除き、10日以上ある場合

2 前項の場合において、職員が同項各号のいずれかに該当するときおよび同項に規定する勤務に職員が臨時的にまたは応援として従事したときは、当該勤務に従事した日数に応じ、月額を日割計算の方法によって支給する。ただし、日割計算の結果、その月分の当該手当の支給金額が月額をこえるときは、月額をもって支給金額とする。

3 前項に規定する日割計算は、月額に25分の1を乗じて得た額(円未満の端数を生じたときは、円に切り上げる。)を日額とし、これに職員が当該勤務に従事した日数を乗ずる方法による。

(日額による手当の支給方法)

第4条 <省略>

(手当の支給日)

第5条 <省略>

別表 (第2条関係)

勤務内容	手当額
<省略>	<省略>
電気事業法(昭和39年法律第170号)の規定により選任された電気主任技術者が行う電気業務	月額 <u>1,</u> <u>500円</u>
<省略>	<省略>

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の瀬戸市企業職員の特殊勤務手当の支給に關す

る規程の規定は、この規程施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う業務について適用し、施行日前に行われた業務に対する特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。